

ブラジル進出企業における コンプライアンスと危機管理

～ 新腐敗防止法制を中心に、
内部統制のあり方から
違反行為発生時の対応まで ～

2014年3月31日 第3回 ブラジル・ビジネスロー研究会

弁護士 井上 淳

(2014年10月末までPinheiro Neto Advogadosリオデジャネイロ・オフィスにて執務中)

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

本日のトピック

- ◆ 外国公務員への贈賄に関する規制
 - OECDにおける国際合意
 - 米・英・日・伯における規制の状況
- ◆ ブラジル腐敗防止法 Anti-Corruption Law
 - 2013年8月2日公布、2014年1月29日施行
 - 法人に対する処分
 - 親会社、子会社、関係会社等の連帯責任
 - 内部統制、リニエンシーによる処分の減免

外国公務員への贈賄に関する 国際的な規制の状況



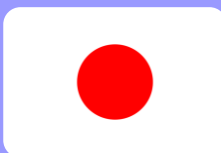
1997 OECD外国公務員贈賄防止条約

OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions



1977 連邦海外腐敗行為防止法

FCPA (Foreign Corrupt Practices Act)



1993 不正競争防止法

1998 外国公務員への贈賄に対する刑事罰を導入

2004 外国公務員贈賄罪に国外犯処罰を導入



2010 贈収賄防止法

UKBA (UK Bribery Act of 2010)



1940 Brazilian Penal Code

2002 外国公務員贈賄に対する刑事罰を導入

2013 Anti-Corruption Law



OECD外国公務員贈賄防止条約

1997年調印

- 日本は1998年、ブラジルは2000年にそれぞれ批准
- 条約の規定に基づき加盟各国において国内法を整備

外国公務員に対する贈賄(第1条)

- 外国公務員に対し、金銭上又はその他の不当な利益を直接又は仲介者を通じて申し出、約束又は供与すること
- 「外国公務員」:
 - 外国の立法、行政、司法の職にある者
 - 外国のために公的な任務を遂行する者(外国の公的機関の職員等)
 - 外国のために任務を遂行する者(公的な企業の職員等)
 - 公的国際機関の職員又は事務受託者

法人の責任(第2条)

制裁(第3条)

- 刑罰の範囲は、自国の公務員に対する贈賄罪と同程度
- 法人に対する制裁(法人に対する両罰規定がない場合)
- 賄賂及び贈賄を通じて得た収益の没収等の金銭的制裁
- 追加的に民事上又は行政上の制裁を科すことも考慮

裁判権(第4条)

- 属地主義が原則 — 国内犯については行為者の国籍を問わず処罰
- 属人主義は各国の法制度に応じて採用を決定 — 国外犯処罰



米国

海外腐敗行為防止法 (FCPA: Foreign Corrupt Practices Act of 1977)

- ◆ **適用主体:** ①発行体 ②国内関係者 ③その他の者(米国の領域内で州際通商の手段を利用して贈賄を行った場合) ④①～③に掲げる者と共謀した者
 - ①～③はアメリカ国内における行為に限る (但しその範囲は非常に広い)
 - ④はアメリカ内外を問わない (e.g. アメリカ国外からアメリカ国内での行為の共謀を行った場合)

- ◆ **罰則**
 - 法人: 200万ドル以下の罰金
 - 自然人: 25万ドル以下の罰金又は5年以下の懲役(併科あり)
 - 上記に代わる罰則として、違反行為により生じた利益又は損害の2倍を超えない限度での罰金を科すことも認められている

- ◆ **Facilitation Paymentの取扱い**
 - 一定の “facilitating or expediting payment” については適用対象外となる旨を明記
 - 但しその範囲は**限定的** — 裁量の余地のない定型的な権力の行使に関する場合のみ (e.g. ビザ発給、警察・郵便サービスの提供、電気・電話・水道等の公共サービスの提供)

- ◆ **国内公務員**
 - 18USC § 201
 - 贈賄行為において供与した財物の3倍の価額を上限とする罰金又は15年以下の懲役(併科あり)



英国

贈収賄防止法(UKBA:UK Bribery Act 2010)

- ◆ 適用主体: 自然人及び法人
 - 英国内における贈賄行為に適用
 - 英国外での贈賄行為であっても、行為者が英国との間で密接な関係を有している場合(e.g. 英国居住者や英国法に基づいて設立された法人等)は適用対象

- ◆ 罰則(正式起訴された場合):
 - 法人: 罰金(上限額なし)
 - 自然人: 10年以下の懲役又は罰金(上限額なし)(併科あり)

- ◆ Facilitation Paymentの取扱い
 - Facilitation Paymentに関する例外規定なし — 金額の多寡に関わらず違法
 - 一定の場合に訴追を行わない方向への事情となる
 - 少額の支払である場合
 - Facilitation Paymentの支払に関する適切な社内ルールに基づいて支払われた場合
 - 弱い立場にある者が支払の要求を受けた場合 等

- ◆ 国内公務員
 - UKBAにおいて規制
 - 罰則は外国公務員に対する贈賄の場合と同じ



日本

不正競争防止法 (外国公務員に対する不正の利益の供与等の禁止(第18条1項))

- ◆ 適用主体: 自然人及び法人(両罰規定)
 - 日本国内での行為(属地主義)
 - 日本国外での行為については日本人のみ(属人主義)
 - ◆ 罰則(第21条2項7号・第22条):
 - 自然人: 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科あり)
 - 法人: 3億円以下の罰金
 - 両罰規定(第22条)
 - 法人に対する過失の推定に基づく
 - 違反行為を防止するために必要な注意を尽くしたことの証明がない限り事業主である法人も刑事責任を負う
 - ◆ Facilitation Paymentの取扱いについて
 - 少額の支払であることを理由に処罰を免れることはできない
 - 一定のFacilitation Paymentについて、主観的要件(「営業上の不正の利益を得るために」)を満たさない余地あり
 - 手続を適正に進めてもらうための少額の支払
 - 通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払 等
- ◆ 国内公務員
 - 贈賄罪(刑法第198条)
 - 罰則: 3年以下の懲役又は250万円以下の罰金
 - 自然人のみ(両罰規定なし)



ブラジル

Brazilian Penal Code (外国公務員への贈賄(第337条-B))

- ◆ 自然人のみ対象
 - ◆ 構成要件
 - 国際的な商取引に関して、外国公務員の職務上の作為若しくは不作為を得ること、又は職務の遂行を遅延させることを目的として、
 - 外国公務員又は第三者に対して、
 - 不正な便益の約束、供与、提供を行うこと
- 「外国公務員」(第337条-D)

 - 外国政府の公務に従事する者(期間の長短、報酬の有無は問わない)
 - 外国政府が直接又は間接に支配権を有する機関において事務に従事する者
 - 国際機関において事務に従事する者
- ◆ 罰則: 1年以上8年以下の禁錮及び罰金
 - 外国公務員による作為・不作為・遅延が実際に生じた場合に加重(+1/3)あり

- ◆ 国内公務員
 - 国内公務員への贈賄(Brazilian Penal Code 第333条)
 - 自然人のみ対象
 - 2年以上12年以下の禁錮又は罰金(併科あり)



ブラジル

Anti-Corruption Law

- ◆ **行政処分(administrative liability)及び司法処分(judicial liability)**
 - 違反行為者に対して刑事責任を科す規定ではない
 - ⇒ 直接の行為者(自然人)についてはBrazilian Penal Codeが適用される
 - 不正競争防止法は刑事責任を規定
- ◆ **法人を処分の対象とすることを明記**
 - ブラジル国内に本店、支店又は代表者を置く外国法人を含む
- ◆ **法人の責任は厳格責任**
 - 不正競争防止法における両罰規定に基づく法人の責任とは異なる
 - ⇒ 違反防止について必要な注意を尽くしたことを立証しても免責されない
 - 違反防止のための内部統制システムが整備されていることは処分決定に際しての考慮要素
- ◆ **法人の責任と自然人の責任は別個独立**
 - 不正競争防止法における両罰規定は直接の行為者である自然人(役員、従業員等)の責任が前提
 - 法人のみが処分の対象となることもあり得る
- ◆ **制裁金・損害賠償に関する連帯責任**
 - 不正競争防止法においては連帯責任の定めなし
 - 直接の処分対象法人だけでなく、その親会社・子会社及び関係会社等も連帯して責任を負う
- ◆ **内部統制**
- ◆ **リニエンシー**
 - 処分の減免
 - 不正競争防止法においては定めなし(独占禁止法、金融商品取引法においてリニエンシーによる課徴金の減算制度あり)



ブラジル

Anti-Corruption Law

違反行為(第5条)

◆ 外国公務員への贈賄行為

- 国内公務員若しくは外国公務員又はそれらの関係者に対して
- 不正の便益の供与又はその約束等を行うこと
 - 不正競争防止法では外国公務員に対する便益の供与のみ対象(国内公務員に対する贈賄には刑法が適用される)

◆ その他

- 同法上の違反行為に対する資金提供等の援助
- 違反行為に係る便益・利得の隠蔽
- 入札手続等における不正行為
- 当局による調査・査定等の妨害行為



ブラジル

Anti-Corruption Law

行政処分(第6条)

- ◆ 制裁金：前年度の総売上高の0.1%～20%の範囲で行政機関が決定
 - 前年度総売上高を使用できない場合、6,000レアル～60,000,000レアルの範囲で決定
 - 制裁金の支払担保のために資産の差押えが認められる(第19条4項)

- ◆ 違反事実の公表
 - 処分対象となる法人が公表費用を負担
 - 新聞等のメディア、官報及び会社ウェブサイトへの掲載

- ◆ 処分決定に際しては以下の要素が考慮される
 - 違反行為の重大性
 - 違反行為により得られた(又は得ようとした)利得
 - 違反行為の実現度
 - 実際に発生した(又は発生する恐れのある)損害
 - 違反行為が及ぼす悪影響
 - 違反行為者の経済状況
 - 違反行為に関する調査への協力状況
 - 内部統制システム及び倫理規程の整備の有無



ブラジル

Anti-Corruption Law

司法処分(第19条)

- ◆ 違反行為により取得された資産等の没収
- ◆ 事業の全部又は一部の停止
- ◆ 強制解散
 - 不正行為のために継続的に当該法人を利用していた場合
 - 不正に取得した利得等を隠蔽するために当該法人を設立した場合
- ◆ 補助金等の公的資金の停止(1~5年)
- ◆ 損害賠償の支払を担保するために資産の差押えが認められる(第19条4項)



ブラジル Anti-Corruption Law

◆ 法人の連帯責任（第4条2項）：制裁金の支払、損害賠償

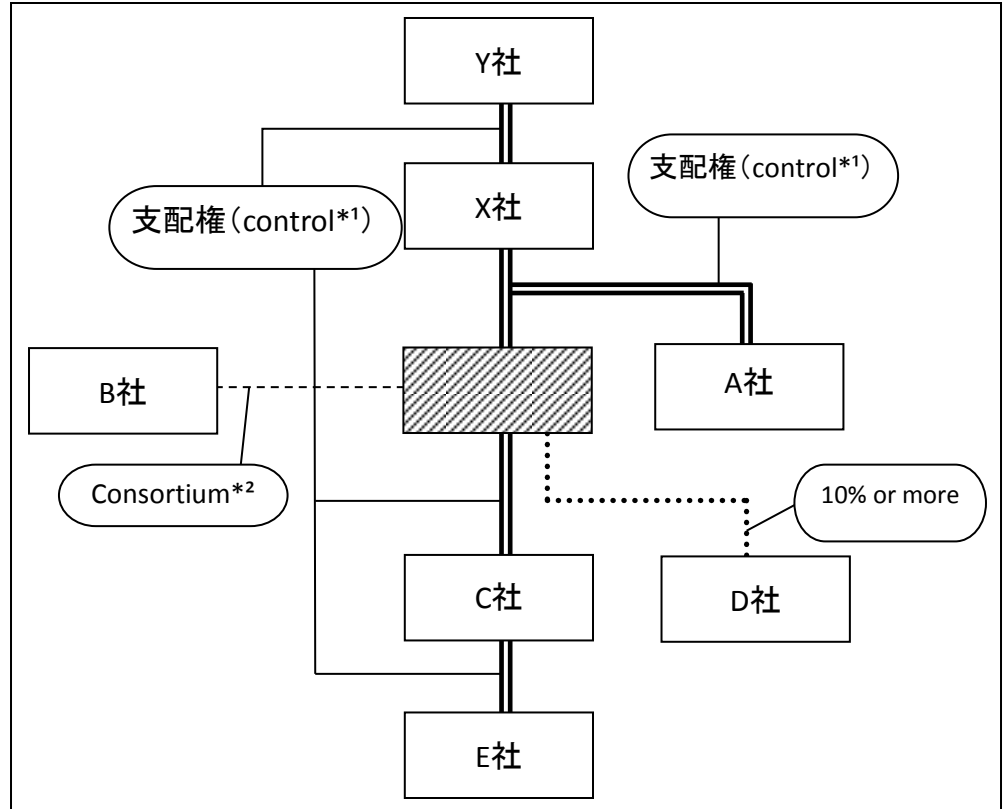
処分対象法人との関係	右図との対応	連帯責任の範囲に
親会社	X社、Y社	含まれる
子会社	C社、E社	含まれる
兄弟会社	A社	含まれない
関係会社	D社	含まれる
コンソーシアムを組成する会社	B社	含まれる

*1 支配権 (control)

- ・ 過半数の議決権保有 or
- ・ 役員過半数を選出する権限

*2 コンソーシアム (consortium)

- ・ 損益の分配についての定めを有する契約関係 (ジョイントベンチャー、組合等)





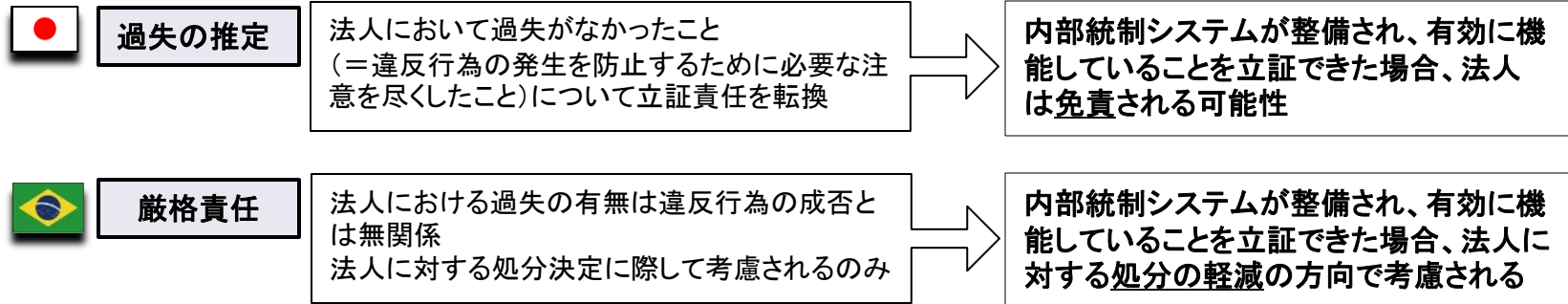
ブラジル

Anti-Corruption Law

内部統制(第7条8号)

◆ 行政処分の決定に際しての考慮要素として明記

- 不正競争防止法においては両罰規定との関係で問題となる



- ◆ 本社において内部統制の指針を定めるだけでなく、ブラジル子会社において実際に内部統制システムが整備され、有効に機能している必要



ブラジル

Anti-Corruption Law

内部統制(第7条8号)

- ◆ 役員・従業員等による贈賄行為の防止のための内部統制システムに関する評価基準
 - 連邦政府により策定されることになっているが、2014年3月現在未公表

⇒ 国際的なスタンダードに基づいた内部ルールの整備が必要

- ◆ 内部ルールの整備に際して考慮すべき要素
 - 会社トップが関与する制度となっているか
 - 明確な方針と手続が定められているか
 - 従業員等に対する研修・トレーニングが実施されているか
 - 従業員等とのコミュニケーションの窓口が整備されているか
 - 定期的に社内の調査が行われているか
 - 違反行為者に対する懲罰の指針が示されているか
 - 違反行為があった場合の対応及び是正措置について定められているか
 - 定期的にルールの実効性についての見直しが行われているか



ブラジル

Anti-Corruption Law

リニエンスー(第16条)

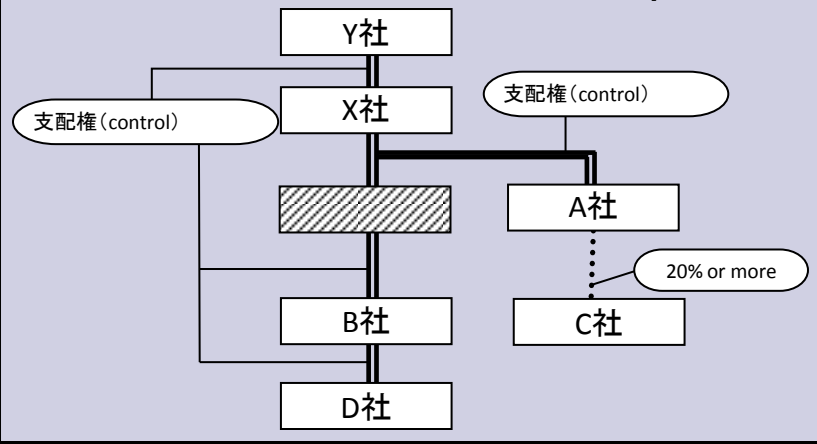
行政当局の調査及び行政手続への協力

他の違反行為関与者の特定

違反行為に関する情報・資料の確保

- ◆ First Come, First Served — 一番乗りでなければならない
 - 違反者が複数の場合、リニエンスー契約による処分の減免を受けられるのは最初に締結した者のみ
 - 同一の**経済グループ**に属する法人が共同でリニエンスー契約を締結した場合、全ての締結者にリニエンスー契約の効果が及ぶ
- ◆ 違反行為から一切手を引かななければならない
- ◆ 違反行為への関与を認めなければならない
- ◆ 行政処分の減免
 - 違反事実の公表措置の免除
 - 制裁金は最大2/3減額
- ◆ 司法処分の免除
 - 補助金等の公的資金の供与は停止されない

経済グループ (Economic Group)





ブラジル

Anti-Corruption Law

リニエンシー(第16条)

- ◆ 契約締結までは非公開(6項)
- ◆ 当局が契約の締結を拒絶した場合、リニエンシー・プログラムを提示したことをもって、違反行為への関与を認めたことにはならない(7項)
- ◆ 契約違反があった場合、3年間新たなリニエンシー契約を締結できない(8項)



ブラジル

Anti-Corruption Law

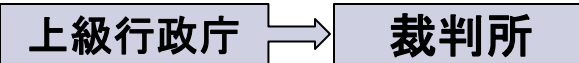

◆ 時効期間は5年(第25条)

- 起算点: 違反行為が明らかとなったとき OR 行為が終了したとき(継続的な行為の場合)

◆ Facilitation Paymentの取扱い

- ブラジル法上いわゆる“Facilitation Payment”は許容されない
- ブラジル国外における贈賄行為の場合、違反行為地の法令上許容される範囲で、本法の違反行為には該当しない余地あり

◆ 不服申立て手続

- 行政処分 
- 司法処分 

裁判所の審査は、行政処分の適法性に限られ、行政庁の裁量が合理的であったか否かという点には及ばない

森・濱田松本法律事務所

- 森・濱田松本法律事務所(MHM)は、弁護士数300名を超える日本を代表する大規模法律事務所として、広範な法分野を取り扱っております。また、依頼者の業種も、国内企業、外資企業を問わず、金融業、投資銀行業、製造業、サービス業、電気通信業、IT関連業、政府およびその関連団体、医療・学校法人など多岐にわたっております。
- 東京、福岡、北京、上海及びシンガポールにオフィスを有し、タイにもジャパンデスクを有しております。また、2014年4月1日に大阪、同年春にヤンゴンに新たにオフィスを開設予定です。MHMは、日本企業の皆様が、海外の事業活動において直面されるあらゆる法的課題に迅速・的確に対応し、多くの信頼を頂戴しております。
- ブラジルにおいても、日本企業による事業活動を支援し、様々な案件で現地有力法律事務所とも協働しながら、法的なサポートを提供しております。また、2013年3月より、ブラジルビジネスロー研究会をブラジルサンパウロにおいて定期的を開催し、ブラジルに駐在されている日本企業向けに、日本語で最新の法律情報を提供しております。
- 当事務所の理念

“Best for Clients”

井上 淳(いのうえ あつし)

atsushi.inoue@mhmjapan.com

ainoue@pn.com.br

Tel: +81-3-6266-8566

+55-21-2506-1550

東京大学法学部(第2類:公法コース)、米国ノースウェスタン大学ロースクール(LL.M)卒業。2001年に国際協力銀行に入行後、インド・パキスタンを中心に南アジア諸国向け融資案件(輸出信用・アンタイドローン等)を担当。2007年当事務所入所後は、M&Aを中心とする企業法務全般及び金融商品取引法関連業務に幅広く従事。2010年1月より金融庁総務企画局市場課に出向し、2010年金融商品取引法改正(金融商品取引清算機関等)及びインサイダー取引規制を中心とする不公正取引規制に関する法解釈等を担当。2011年7月当事務所に復帰後、クロスボーダー案件を含む幅広い案件に積極的に従事。2012年1月よりインド・デリー-Trilegal法律事務所にて執務。2013年10月より1年間、ブラジルPINHEIRO NETO ADVOGADOS法律事務所・リオデジャネイロオフィスにおいて執務している。

2014年3月31日

第3回 ブラジル・ビジネスロー研究会



Information

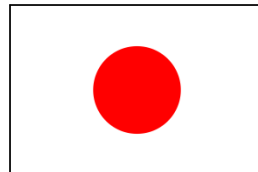
(お問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所

弁護士 井上 淳

Tel: 03-6266-8566

E-mail: atsushi.inoue@mhmjapan.com



(2014年10月末まで)



Pinheiro Neto Advogados (Rio de Janeiro)

Tel: 21-2506-1550

E-mail: ainoue@pn.com.br